

監査報告書

学校法人 大阪国際学園

理事会 御中

評議員会 御中

令和 7 年 5 月 20 日

監事 朝日 嗣雄 ⑩

監事 渡部 智 ⑩

私たちは、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人大阪国際学園 旧寄附行為（令和 6 年 9 月 27 日施行）第 15 条の規定に基づき、学校法人大阪国際学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財政の状況並びに理事の業務執行の状況について監査をいたしました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

私たち監事は、理事会及び評議員会に出席し、理事から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施し、又、会計監査人（磯部公認会計士事務所 磯部 洋）から報告を聞くなど必要と思われる監査手続きを行いました。

監査の結果、学校法人大阪国際学園の業務及び財政の状況並びに理事の業務執行状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。